

第4章 基本理念・基本方針

1 基本理念

第3章で述べた本市における情報化の課題を解消し、本市のめざす将来像「21世紀に躍動する生活・文化・交流都市」の実現、まちづくりの基本方針である「にぎわい・かがやき・やすらぎ」を達成するため、地域情報化施策の展開にあたっては、次の3つを基本理念とします。

基本理念

人に優しく安全で快適な生活環境の実現をめざして

活力みなぎるまちづくりの実現をめざして

情報化を担う人材育成と地域文化の振興をめざして

(1) 人に優しく安全で快適な生活環境の実現をめざして (やすらぎ)

すべての住民が、健康で生き生きとした生活を送るために、また何らかの事態が発生しても、必要なときに必要な情報をリアルタイムで得られるよう、情報通信基盤を活用した行政サービスの整備をめざします。

(2) 活力みなぎるまちづくりの実現をめざして (にぎわい)

インターネット網の活用により、地域や世代の枠を越えた多くの人たちが交流を図れるような体制づくりを確立し、まちづくりに欠かせない住民相互のコミュニティ形成を推進するための活動や、地域産業の活性化を支援する環境を整えます。

(3) 情報化を担う人材育成と地域文化の振興をめざして (かがやき)

次世代の情報化を担う子ども達からお年寄りまで、すべての住民が楽しみながら学習できる環境を整えるとともに、自らが生涯学習を続けられる支援体制を整えます。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、以下の6項目を基本方針とし、各方針に従い、必要な取り組みを重点的かつ積極的に推進していきます。

(1) 市民サービスの向上

さまざまな電子申請や証明手続き、公共施設の予約など、電子行政サービスの核となる高度なサービスの導入・展開をめざすとともに、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細かなサービスを提供していきます。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもからお年寄りまで、すべての市民が安全・安心して生活できるまちづくりをめざして、防災・保健・医療・福祉などの分野において、緊急放送をはじめとした幅広いサービスを提供していきます。

(3) 連携・協働によるにぎわいの創出

ホームページを活用して情報提供の充実を図るなど、市民主導のまちづくりを支援するための施策を展開します。また、市民が情報化を活用して生涯にわたりさまざまな学習・文化活動ができるよう、教育・生涯学習を推進・支援するための環境を整えます。

(4) 産業振興・活性化の支援

地域産業の活性化のため、既存地元産業の情報化支援や企業誘致、新たな産業の創出・育成を目的とした環境を整えます。また、伝統的なまち並みや観光施設など既存の資源や施設を活用したまちづくり（ニューツーリズム）を支援するための施策を展開します。

(5) ICTに対応した人材の育成

能力や環境などにかかわらず、すべての市民がICTによる利便性を享受でき、さまざまな場面でICTを利活用できるよう、市民のICT利活用能力の向上を支援します。また、電子市役所という充実した庁内業務環境が最大限に活かされるよう、職員の能力向上にも努めます。

(6) 情報通信基盤の整備

充実した市民サービスを提供とするために必要となる情報通信基盤を整備するとともに、市内に存在する地理的な情報格差（デジタルデバイド）を是正し、すべての地域で等しく利便性の高いサービスが利用できるような環境を整えます。